

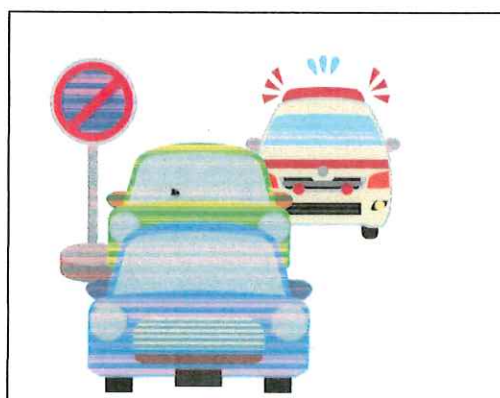
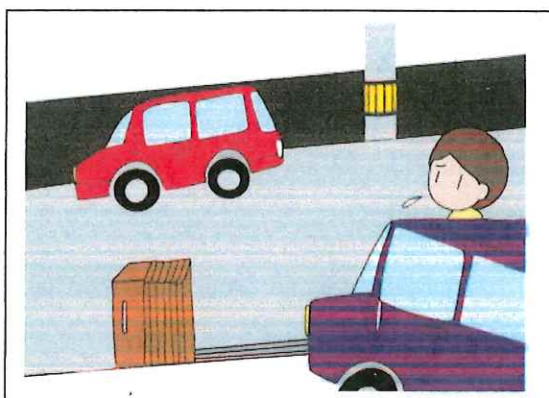
令和8年2月1日

回 覧

自治会員の皆様

東生駒南自治会  
会長 辻村 八起  
環境保全部

## 路上駐車していませんか？



路上駐車は事故の原因につながります。

事故に至らないまでも、通行できる道路幅が狭くなり、見通しも悪くなることから車やバイク、自転車だけでなく、歩行者にとっても通りづらい状況となります。

「安全・安心で人に優しい交通環境」を整えるため、違法駐車や不要な路上駐車を追放できるよう、地域の皆様のご協力をお願いします。

配達や来客など、日常生活の中で一時的な路上駐車が必要になる場面もありますが、その際は、隣接する住宅の車庫前（車の出し入れに支障が出る場所）を避けるなど、マナーを守り、近隣の方々の理解を得られるよう心がけましょう。特に、年末年始やGW、お盆などの帰省時期に長時間（または数日間）駐車される場合は注意が必要です。

「駐車禁止」の表示のない道路でも、長時間(昼 12 時間以上、夜 8 時間以上) 駐車すると「車庫法」保管場所違反になり、20 万円以下の違反金と違反点数 2 点が付きます。

※自動車保管場所の確保等に関する法律 第 11 条